

持続性の高い農業生産方式の
導入に関する指針

平成19年4月

佐賀県生産振興部

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」
の公表について

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条の第1項の規定により、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を次のとおり変更したので同法第3条第4項により公表する。

平成19年4月27日

佐賀県知事 古川 康

第1 「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」の 基本的な考え方

近年、環境の保全や“食”の安全・安心に対する国民の関心が高まる中で、環境への負荷が少ない農業生産の展開が一層重要となるとともに、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らした農産物に対する消費者のニーズに的確に対応していくことが求められている。

このようなことから、本県では、

- ・たい肥等有機物資源の土壌還元による土づくり
- ・肥効調節型肥料等の利用による化学肥料投入量の節減
- ・発生予察に基づく効率的な防除等による化学合成農薬使用量の低減

に取り組み、人・作物・環境にやさしい農業いわゆる「環境保全型農業」を推進するため、平成7年3月に「佐賀県環境保全型農業推進方針」を定め、啓発・普及に努めてきたところである。

このような中、国では、環境と調和した農業生産をより一層推進するため、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年7月公布）」（以下「持続農業法」という。）を制定し、都道府県における導入指針の策定や持続農業法に基づく認定農業者に対する支援措置が定められたところである。

このため、本県でも、「持続農業法」に基づき、県内の農作物について持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を策定するとともに、そうした農業生産方式の導入に取り組む農業者を育成・支援し、環境保全型農業を推進するものとする。

第2 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

○技術の概要

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年10月22日農林水産省令第69号）で定められた、持続性の高い農業生産方式に係る技術の概要は以下のとおりである。

技 術 名	概 要
たい肥等施用技術 1 たい肥等有機質資材施用技術	土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、たい肥その他の有機質資材であってC/N比がおおむね10から150の範囲にあるものを農地に施用する技術
2 緑肥作物利用技術	土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術
化学肥料低減技術 1 局所施肥技術	肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術
2 肥効調節型肥料施用技術	肥料取締法で規定する普通肥料で、肥料成分が溶け出す速度を調節した化学肥料を施用する技術
3 有機質肥料施用技術	動植物由来の有機質を原料とした肥料を施用する技術
化学合成農薬低減技術 1 温湯種子消毒技術	種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術
2 機械除草技術	有害植物を機械的方法により駆除する技術（畦畔の除草も含む）
3 除草用動物利用技術	有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いを行う技術
4 生物農薬利用技術	農薬取締法で規定する天敵であって、登録を受けたものを利用する技術及びバンカー植物（天敵の増殖又は密度の維持を目的とする植物）を栽培する技術
5 抵抗性品種栽培・台木利用技術	有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術
6 熱利用土壌消毒技術	土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術

技 術 名	概 要
化学合成農薬低減技術 7 土壤還元消毒技術	土壤中の酸素濃度を低下させることにより、土壤中の有害動植物を駆除する技術（有機物の施用と併せ、土壤中の水分を高めた上で、資材により被覆した状態を継続する技術等）
8 光利用技術	有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術
9 対抗植物利用技術	土壤中の有害動植物を駆除し、またそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術
10 被覆栽培技術	農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術
11 フェロモン剤使用技術	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法の登録を受けたものを使用する技術
12 マルチ栽培技術	土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術

1 普通作等

(1) 水稻

○ 県内全域

- ・ たい肥等の施用や稲わら、麦わら、緑肥等のすき込みによる土づくりが重要である。
- ・ 肥効調節型肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上と収量の維持を図ることが重要である。
- ・ いもち病、紋枯病や飛来性害虫のウンカ類、コブノメイガの発生が多いが、育苗時の箱施薬剤利用により、病害虫の発生は比較的軽微に抑えられている。併せて、きめ細かな病害虫発生予察の実施による初期防除の徹底等により、化学合成農薬散布回数を低減する。
- ・ 除草については、薬剤による防除法が主体であるが、今後、耕種の防除等により除草剤散布回数を削減する。

技術名	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 土壤診断に基づくたい肥の施用 ○ 1 土壤診断に基づく稲・麦わら等のすき込み ○ 2 土壤診断に基づくレンゲ等緑肥作物のすき込み 	1 t / 10a 全量 全量
化学肥料低減技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 側条施肥等による局所的な施用 ○ 2 肥効調節型肥料の元肥や追肥への利用 ○ 3 有機質肥料の元肥や追肥への利用 ○ 3 土壤診断に基づくたい肥等の有機質肥料の施用 	窒素量の削減率 20%以上
化学農薬低減技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 種子の温湯浸消毒による病害虫防除 ○ 2 機械による雑草防除（畦畔の雑草防除も含む） ○ 3 アイガモ・コイによる雑草防除 ○ 4 生物農薬による病害虫防除 ○ 4 バンカー植物の栽培による病害虫防除 ○ 1 2 紙マルチによる雑草防除 ○ 1 2 米ぬかによる雑草防除 	農薬散布削減回数 1回以上 1回以上 1回以上 1回以上 1回以上 1回以上 1回以上
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ たい肥等を施用する場合は、窒素分量や化学肥料代替率を考慮して施肥量を補正する必要がある。 ○ 化学肥料をさらに削減する場合は、速効性のある有機物を組み合わせる。 	

注) 技術名の欄の数字は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」に掲げる番号である。

(2) 麦類

○作物名：大麦、小麦、その他麦類

○県内全域

- ・たい肥等の施用や稲わら、麦わら、緑肥等のすき込みによる土づくりが重要である。
- ・降雨量の多い本県においては、ほ場の排水性を高めて麦の生育環境条件を高め良品質麦の生産に努めることが重要である。
- ・穂揃い開花期を中心とした赤かび病の防除が重要であるが、適期防除が十分なされていないため、生育状況の把握と防除指導の強化が必要である。
- ・除草については、播種直後処理剤と土入れ等の耕種的防除に努め、除草剤散布回数を低減する。

技術名	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 土壌診断に基づくたい肥の施用 ○ 1 土壌診断に基づく稲・麦わら等のすき込み ○ 2 土壌診断に基づくレンゲ等緑肥作物のすき込み 	1 t / 10a 全量 全量
化学肥料低減技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3 ナタネ粕、動物由来等の有機質肥料の施用 ○ 3 土壌診断に基づくたい肥等の有機質肥料の施用 	窒素量の削減率 20%以上
化学農薬低減技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 種子の温湯浸消毒による病虫害防除 ○ 2 機械による雑草防除（畦畔の雑草防除も含む） ○ 7 土壌還元消毒による病虫害防除（干拓畑作地に限る） 	農薬散布削減回数 1回以上 1回以上 1回以上
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ たい肥等を施用する場合は、窒素分量や化学肥料代替率を考慮して施肥量を補正する必要がある。 ○ 有機質肥料は肥効が遅いため、速効的な肥料と組合せを考える。 	

注) 技術名の欄の数字は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」に掲げる番号である。

(3) 豆類

○作物名：大豆、小豆、その他豆類

○県内全域

- ・たい肥等の施用や稲わら、麦わら、緑肥等のすき込みによる土づくりが重要である。
- ・降雨量の多い本県においては、ほ場の排水性を高めて大立の生育環境条件を高めることが重要である。
- ・土地利用面ではブロックローテーション方式を確立し生産性を高める。
- ・ハスモンヨトウ、カメムシ類、葉焼病及び紫斑病が問題であるが、ハスモンヨトウについては、数年に一度大発生となり問題となっている。このため、ローカル予察を強化し適期防除に努める。
- ・除草については、茎葉が繁茂するまでの約1か月間が重要であり、播種直後処理剤と培土技術を組み合わせることで効率化に努める。

技術名	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 土壤診断に基づくたい肥の施用 ○ 1 土壤診断に基づく稲・麦わら等のすき込み ○ 2 土壤診断に基づくレンゲ等緑肥作物のすき込み 	1 t / 10a 全量 全量
化学肥料低減技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3 有機質肥料の施用 ○ 3 土壤診断に基づくたい肥等の有機質肥料の施用 	窒素量の削減率 20%以上
化学農薬低減技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2 機械による雑草防除（畦畔の雑草防除も含む） ○ 7 土壤還元消毒による病虫害防除（干拓畑作地に限る） ○ 1 1 フェロモン剤利用での予察・捕殺によるハスモンヨトウ等防除 	農薬散布削減回数 1回以上 1回以上 1回以上
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ たい肥等を施用する場合は、窒素分量や化学肥料代替率を考慮して施肥量を補正する必要がある。 	

注) 技術名の欄の数字は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」に掲げる番号である。

(4) 雑穀類

○作物名：そば、あわ、きび、その他雑穀類

○県内全域：

- ・たい肥等の施用や緑肥等のすき込みによる土づくりが重要である。
- ・機械除草等により化学合成農薬散布回数を低減する。

技術名		持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	1	○ 土壌診断に基づくたい肥の施用	1～1.5 t / 10a 全量
	2	○ 土壌診断に基づくレンゲ等緑肥作物のすき込み	
化学肥料低減技術	3	○ 有機質肥料の施用	窒素量の削減率 20%以上
	3	○ 土壌診断に基づくたい肥等の有機質肥料の施用	
化学農薬低減技術	2	○ 機械による雑草防除（畦畔の雑草防除も含む）	農薬散布削減回数 1回以上
留意事項		○ たい肥等を施用する場合は、窒素分量や化学肥料代替率を考慮して施肥量を補正する必要がある。	

注) 技術名の欄の数字は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」に掲げる番号である。

2 果樹

(1) かんきつ・びわ類

○作物名：温州みかん、中晩生かんきつ、ハウスみかん、
キンカン、香酸かんきつ、レモン、びわ、その他かんきつ類等

○県内全域

- ・たい肥の施用や緑肥作物の草生栽培等による土づくりが重要である。
- ・地域の土壌条件に合わせた肥効調節型肥料、有機質肥料等を用いて化学肥料を削減する。
- ・病害虫の発生生態に応じた防除や生物農薬の利用、マルチ栽培技術の導入等により化学合成農薬散布回数を低減する。

技術名	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	1 ○ 土壌診断に基づくたい肥の施用	2～3 t / 10a
	1 ○ 土壌診断に基づく稲・麦わら等の施用	1～1.5 t / 10a
	1 ○ 土壌診断に基づく剪定くずのすき込み	全量
	2 ○ 土壌診断に基づくヘアリーベッチ等緑肥作物のすき込み	全量
化学肥料低減技術	1 ○ かん水施肥等による局所的な施用	窒素量の削減率 20%以上
	2 ○ 肥効調節型肥料の施用	
	3 ○ 有機質肥料の施用	
	3 ○ 土壌診断に基づくたい肥等の有機質肥料の施用	
化学農薬低減技術	2 ○ 機械による雑草防除（畦畔の雑草防除も含む）	農薬散布削減回数 1回以上
	4 ○ 生物農薬によるゴマダラカミキリの防除	
	4 ○ バンカー植物の栽培による病害虫防除	
	8 ○ 紫外線カットフィルム等の利用による病害虫防除	
	10 ○ 袋かけ栽培による病害虫の防除	
	10 ○ 雨よけ等被覆栽培による病害虫防除	
	10 ○ 防虫ネット等を利用した害虫防除	
	12 ○ マルチ栽培による雑草防除	
	12 ○ 草生マルチ栽培による雑草防除	
留意事項	○ たい肥等を施用する場合は、窒素分量や化学肥料代替率を考慮して施肥量を補正する必要がある。	

注) 技術名の欄の数字は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」に掲げる番号である。

(2) 落葉果樹類

○作物名：日本なし、ぶどう、かき、もも、くり、うめ、キウイフルーツ、
スモモ、イチジク、リンゴ、その他落葉果樹類

○県内全域

- ・たい肥の施用や縁肥作物の草生栽培等による土づくりが重要である。
- ・地域の土壌条件に合わせた肥効調節型肥料、有機質肥料等を用いて化学肥料を削減する。
- ・病害虫の発生生態に応じた防除や被覆栽培、マルチ栽培、フェロモン剤の利用、黄色灯利用等の技術の導入により、化学合成農薬散布回数を低減する。
- ・ぶどうでは専用台木の利用によりネアブラムシ（フィロキセラ）の防除に努める。

技術名	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	○ 1 土壌診断に基づくたい肥の施用	1～2 t / 10a
	○ 1 土壌診断に基づく稲・麦わら等の施用	1～1.5 t / 10a
	○ 2 土壌診断に基づく緑肥作物のすき込み	全量
化学肥料低減技術	○ 2 肥効調節型肥料の施用	窒素量の削減率 20%以上
	○ 3 有機質肥料の施用	
	○ 3 土壌診断に基づくたい肥等の有機質肥料の施用	
化学農薬低減技術	○ 2 機械による雑草防除（畦畔の雑草防除も含む）	農薬散布削減回数 1回以上
	○ 4 生物農薬によるイラガ、ヘタムシガ、ハマキムシ等の防除	2回以上
	○ 8 忌避灯の利用による害虫防除	1回以上
	○ 10 袋かけ栽培による病害虫防除	2回以上
	○ 10 雨よけ等被覆栽培による病害虫防除	3回以上
	○ 10 防虫ネット等を利用した害虫防除	1回以上
	○ 11 フェロモン剤によるシンクイムシ、スカシバ、ハマキムシ等の防除	1回以上
	○ 12 マルチ栽培による雑草防除	1回以上
○ 12 草生マルチ栽培による雑草防除	1回以上	
留意事項	○ たい肥等を施用する場合は、窒素分量や化学肥料代替率を考慮して施肥量を補正する必要がある。	

注) 技術名の欄の数字は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」に掲げる番号である。

3 野菜

(1) 果菜類

○作物名：きゅうり、すいか、メロン、かぼちゃ、丸トマト、ミニトマト、ミディトマト、なす、ピーマン、いちご、いんげん、スイートコーン、えんどう、そらまめ、とうがん、野菜うり、その他果菜類

○県内全域

- ・施設栽培においては、温度・湿度等環境管理に留意する。
- ・地域の土壌条件に合わせたたい肥等による土づくりと排水対策等が重要である。
- ・かん水同時施肥等を含めた局所施用や肥効調節型肥料、有機質肥料等を用いて化学肥料を削減する。
- ・太陽熱消毒、抵抗性台木・品種、生物農薬、被覆資材やマルチ資材の利用等で化学合成農薬散布回数を低減する。

技術名	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 土壌診断に基づくたい肥の施用 ○ 1 土壌診断に基づく稲・麦わら等の施用 ○ 2 土壌診断に基づく緑肥作物のすき込み 	3～5 t / 10a 1～1.5 t / 10a 全量
化学肥料低減技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 かん水同時施肥等による局所的な施用 ○ 2 肥効調節型肥料の施用 ○ 3 有機質肥料の施用 ○ 3 土壌診断に基づくたい肥等の有機質肥料の施用 	窒素量の削減率 20%以上
化学農薬低減技術 その他の技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2 機械による雑草防除（畦畔の雑草防除も含む） ○ 4 生物農薬による病害虫防除 ○ 4 バンカー植物の栽培による病害虫防除 ○ 5 抵抗性台木・品種の導入による病害虫防除 ○ 6 太陽熱消毒、熱水消毒、蒸気消毒等耕種的防除による土壌病害虫の発生軽減 ○ 7 土壌還元消毒による病害虫防除 ○ 8 忌避灯による害虫防除 ○ 8 非散布接触型農薬の利用による病害虫防除 ○ 8 紫外線カットフィルム等の利用による病害虫防除 ○ 9 対抗植物利用によるセンチュウ類の密度抑制 ○ 10 雨よけ栽培による病害虫防除 ○ 10 防虫ネット等を利用した害虫防除 ○ 11 フェロモン剤利用での予察・捕殺によるハスモンヨトウ等の防除 ○ 12 プラスチックフィルムや有機質資材等を用いたマルチ栽培による雑草防除 	農薬散布削減回数 1回以上 2回以上 1回以上 1回以上 1回以上 1回以上 1回以上 1回以上 1回以上 2回以上 1回以上 1回以上 2回以上
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ たい肥等を施用する場合は、窒素分量や化学肥料代替率を考慮して施肥量を補正する必要がある。 	

注) 技術名の欄の数字は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」に掲げる番号である。

(2) 葉茎花菜類

○作物名：たまねぎ、にんにく、小ねぎ、根深ねぎ、アスパラガス、はくさい、ちんげんさい、キャベツ、レタス、ほうれんそう、モロヘイヤ、パセリ、こまつな、たかな、しゅんぎく、みずな、なばな、セルリー、ニラ、しそ、わけぎ、みょうが、プチヴェール、カリフラワー、ブロッコリー、その他葉茎花菜類

○県内全域

- ・地域の土壌条件に合わせたたい肥等による土づくりと排水対策等が重要である。
- ・地域の土壌条件に合わせた局所施用や肥効調節型肥料、有機質肥料等を用いて化学肥料を削減する。
- ・機械除草と被覆資材、マルチ栽培の利用等で化学合成農薬を低減する。
- ・生物農薬やフェロモン剤、太陽熱消毒、抵抗性品種、被覆資材、マルチ資材の利用等で化学合成農薬散布回数を低減する。

技術名	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	1 ○ 土壌診断に基づくたい肥の施用	2～10 t / 10a
	1 ○ 土壌診断に基づく稲・麦わら等の施用	1～1.5 t / 10a
	2 ○ 土壌診断に基づく緑肥作物のすき込み	
化学肥料低減技術	1 ○ 肥料の局所的な施用	窒素量の削減率 20%以上
	2 ○ 肥効調節型肥料の施用	
	3 ○ 有機質肥料の施用	
	3 ○ 土壌診断に基づくたい肥等の有機質肥料の施用	
化学農薬低減技術	2 ○ 機械による雑草防除（畦畔の雑草防除も含む）	農薬散布削減回数 1回以上
	4 ○ 生物農薬による病害虫防除	
	4 ○ バンカー植物の栽培による病害虫防除	
	5 ○ 抵抗性品種の導入による病害虫防除	
	6 ○ 太陽熱消毒、熱水消毒、蒸気消毒等耕種的防除による土壌病害虫の発生軽減	
	7 ○ 土壌還元消毒による病害虫防除	
	8 ○ 忌避灯による害虫防除	
	8 ○ 紫外線カットフィルム等の利用による病害虫防除	
	10 ○ トンネル・べたがけ栽培による病害虫防除	
	10 ○ 雨よけ栽培による病害虫防除	
	10 ○ 防虫ネット等を利用した害虫防除	
	11 ○ フェロモン剤によるコナガ等の害虫防除	
11 ○ フェロモン剤利用での予察・捕殺によるハスモンヨトウ等の防除		
12 ○ プラスチックフィルムや有機質資材等を用いたマルチ栽培による雑草防除	2回以上	
留意事項	○ たい肥等を施用する場合は、窒素分量や化学肥料代替率を考慮して施肥量を補正する必要がある。	

注) 技術名の欄の数字は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」に掲げる番号である。

(3) 根菜類

○作物名：ばれいしょ、しょうが、さといも、かんしょ、れんこん、だいこん、にんじん、ごぼう、じねんじょ、その他根菜類

○県内全域

- ・地域の土壌条件に合わせたたい肥等による土づくりと排水対策等が重要である。
- ・地域の土壌条件に合わせた局所施用や肥効調節型肥料、有機質肥料等を用いて化学肥料を削減する。
- ・機械除草と抵抗性品種、被覆資材、フェロモン剤、マルチ資材の利用等で化学合成農薬散布回数を低減する。

技術名	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	○ 1 土壌診断に基づくたい肥の施用	2～5 t / 10a
	○ 1 土壌診断に基づく稲・麦わら等のすき込み	1～1.5 t / 10a
化学肥料低減技術	○ 1 肥料の局所的な施用	窒素量の削減率 20%以上
	○ 2 肥効調節型肥料の施用	
	○ 3 有機質肥料の施用	
	○ 3 土壌診断に基づくたい肥等の有機質肥料の施用	
化学農薬低減技術	○ 2 機械による雑草防除（畦畔の雑草防除も含む）	農薬散布削減回数 1回以上
	○ 4 生物農薬による病害虫防除	
	○ 4 バンカー植物の栽培による病害虫防除	
	○ 5 抵抗性品種の導入による病害虫防除	
	○ 6 太陽熱消毒、熱水消毒、蒸気消毒等耕種的防除による土壌病害虫の発生軽減	
	○ 7 土壌還元消毒による病害虫防除	
	○ 8 忌避灯による害虫防除	
	○ 8 紫外線カットフィルム等の利用による病害虫防除	
	○ 10 トンネル・ベたがけ栽培による病害虫防除	
	○ 10 雨よけ栽培による病害虫防除	
	○ 10 防虫ネット等を利用した害虫防除	
	○ 11 フェロモン剤利用での予察・捕殺によるハスモンヨトウ等の防除	
○ 12 プラスチックフィルムや有機質資材等を用いたマルチ栽培による雑草防除	1回以上	
留意事項	○ たい肥等を施用する場合は、窒素分量や化学肥料代替率を考慮して施肥量を補正する必要がある。	

注) 技術名の欄の数字は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」に掲げる番号である。

4 花き類

○作物名：キク、カーネーション、スカシユリ、オリエンタルハイブリッド、バラ、グラジオラス、ストック、シンテッポウユリ、宿根カスミソウ、スターチスシヌアータ、トルコギキョウ、スイートピー、ホオズキ、その他花き類

○県内全域

- ・水田転換等により、連作障害の回避や肥料養分の利用率向上を図る。
- ・地域の土壌条件に合わせたたい肥による土づくりと排水対策等が重要である。
- ・肥料の局所施用や肥効調節型肥料、有機質肥料等を用いて化学肥料を削減する。
- ・太陽熱消毒や被覆資材、生物農薬、フェロモン剤、マルチ資材の利用等で化学合成農薬散布回数を低減する。

技術名	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	1 ○ 土壌診断に基づくたい肥の施用	1～5 t / 10a
	1 ○ 土壌診断に基づく稲・麦わら等のすき込み	1～1.5 t / 10a
化学肥料低減技術	1 ○ かん水施肥等による局所的な施用	窒素量の削減率 20%以上
	2 ○ 肥効調節型肥料の施用	
	3 ○ 有機質肥料の施用	
	3 ○ 土壌診断に基づくたい肥等の有機質肥料の施用	
化学農薬低減技術	2 ○ 機械による雑草防除（畦畔の雑草防除も含む）	農薬散布削減回数 1回以上
	4 ○ 生物農薬による病虫害防除	
	4 ○ バンカー植物の栽培による病虫害防除	
	6 ○ 太陽熱消毒、熱水消毒、蒸気消毒による土壌病虫害の発生軽減	
	7 ○ 土壌還元消毒による病虫害防除	
	8 ○ 忌避灯による害虫防除	
	8 ○ 非散布接触型農薬の利用による害虫防除	
	8 ○ 紫外線カットフィルム等の利用による病虫害防除	
	10 ○ 雨よけ栽培による病虫害防除	
	10 ○ 防虫ネット等の利用による害虫防除	
12 ○ マルチ栽培による雑草・害虫防除	1回以上	
留意事項	○ たい肥等を施用する場合は、窒素分量や化学肥料代替率を考慮して施肥量を補正する必要がある。	

注) 技術名の欄の数字は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」に掲げる番号である。

5 特用作物

(1) 茶

○県内全域

- ・一時期の多肥等により土壌中のリン酸、加里の集積が見られるとともに、養分バランスの崩れや強度の酸性化が目立ってきている。
このため、土壌診断に基づいた施肥や土壌改良資材の施用による土壌改良と肥効調節型肥料等の効率的な施肥技術の利用が重要である。
- ・病虫害の発消長と茶樹生育を的確に把握し、必要最小限の防除にとどめるとともに、B T剤等天敵に影響のない剤の使用や耕種的防除法等の活用により、化学合成農薬散布回数を低減する。

技術名	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土壌診断に基づく堆肥の施用 ○ 土壌診断に基づく稲・麦わら等の施用 ○ 土壌診断に基づく整枝クズのすき込み 	1～3 t/10a 1 t/10a 全量
化学肥料低減技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ かん注施肥等による局所的な施用 ○ 肥効調節型肥料の利用 ○ 有機質肥料の施用 ○ 土壌診断に基づく堆肥等の有機質肥料の施用 	窒素量の削減率 20%以上
化学農薬低減技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機械による雑草防除（畦畔の雑草防除も含む） ○ 生物農薬によるチャノコカクモンハマキ等の防除 ○ バンカー植物の栽培による病虫害防除 ○ フェロモン剤による病虫害防除 	農薬散布削減回数 1回以上 1回以上 1回以上 1回以上
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ たい肥等を施用する場合は、窒素分量や化学肥料代替率を考慮して施肥量を補正する必要がある。 	

注) 技術名の欄の数字は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」に掲げる番号である。

(2) いぐさ

○県内全域

- ・たい肥等の施用や稲わら、麦わら、緑肥等のすき込みによる土づくりが重要である。
- ・肥効調節型肥料等の施用を組み合わせた施肥効率の向上と、収量の維持を図ることが重要である。
- ・紋枯れ病やイグサシムシガが問題となっており、発生予察を強化し適期防除に努める。
- ・除草剤散布は初期の2回を基本としており、処理時期の水管理を強化して除草剤の効果を高めるとともに、機械除草で化学合成農薬散布回数を低減する。

技術名	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 土壌診断に基づくたい肥の施用 ○ 1 土壌診断に基づく稲・麦わら等のすき込み ○ 2 土壌診断に基づく緑肥作物のすき込み 	1 t / 10a 全量 全量
化学肥料低減技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2 肥効調節型肥料の施用 ○ 3 有機質肥料の施用 ○ 3 土壌診断に基づくたい肥等の有機質肥料の施用 	窒素量の削減率 20%以上
化学農薬低減技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2 機械による雑草防除（畦畔の雑草防除も含む） 	農薬散布削減回数 1回以上
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ たい肥等を施用する場合は、窒素分量や化学肥料代替率を考慮して施肥量を補正する必要がある。 	

注) 技術名の欄の数字は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」に掲げる番号である。

(3) たばこ

○上場地域

- ・肥効調節型肥料等の施用を組み合わせることで施肥効率の向上を図り、化学肥料を削減する。
- ・生物農薬や機械除草等の技術の導入により化学合成農薬散布回数を低減する。

技術名		持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	1	○ 土壌診断に基づきたい肥の施用	1～2 t / 10a
化学肥料低減技術	2 3	○ 肥効調節型肥料の施用 ○ 有機質肥料の施用 ○ 土壌診断に基づきたい肥等の有機質肥料の施用	窒素量の削減率 20%以上
化学農薬低減技術	2 4 4 1 2 1 2	○ 機械による雑草防除（畦畔の雑草防除も含む） ○ 生物農薬の利用による病害虫防除 ○ バンカー植物の栽培による病害虫防除 ○ 不織布使用（遮断栽培）による病害防除 ○ マルチ栽培による雑草防除	農薬散布削減回数 1回以上 1回以上 1回以上 1回以上 1回以上
留意事項		○ たい肥等を施用する場合は、窒素分量や化学肥料代替率を考慮して施肥量を補正する必要がある。	

注) 技術名の欄の数字は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」に掲げる番号である。

6 飼料作物

○作物名

イタリアンライグラス、エンバク、飼料用稲、飼料用トウモロコシ、ソルガム、夏作牧草、多年草牧草、その他の飼料作物

○県内全域

- ・家畜ふんたい肥等の施用による土づくりが必要である。
- ・土壌診断に基づく家畜ふんたい肥等の施用を基本とし、土壌中に残存する肥料成分やたい肥からの肥料成分の供給量を勘案して、化学肥料の削減を図る。
- ・機械除草等により、化学合成農薬の削減を図る。

技術名		持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
堆肥等施用技術	1	○ 土壌診断に基づくたい肥の施用	3 t / 10a
化学肥料低減技術	2	○ 肥効調節型肥料の施用	窒素量の削減率 20%以上
	3	○ 有機質肥料の施用	
	3	○ 土壌診断に基づくたい肥等の有機質肥料の施用	
化学農薬低減技術	2	○ 機械による雑草防除（畦畔の雑草防除も含む）	農薬散布削減回数 1回以上
	7	○ 土壌還元消毒による病虫害防除	1回以上
留意事項		○ たい肥等を施用する場合は、窒素分量や化学肥料代替率を考慮して施肥量を補正する必要がある。	

注) 技術名の欄の数字は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」に掲げる番号である。

第3 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

1 土壌診断の励行

たい肥等の有機質資源の適切な施用を行うためには、土壌診断（可給態窒素・有機物の含有量等）を実施し、その結果に基づきたい肥等の施用量を設定することが必要である。

このため、持続性の高い農業生産方式に取り組む農業者は、土壌診断を積極的に実施するとともに、その診断結果を踏まえ、必要に応じて農業改良普及員等からアドバイスを受けるなどして、土壌の性質の改善と施肥の合理化に努めることとする。

2 きめ細かな施肥の実施

局所施肥を的確に実施するためには、農作物の栽培様式に合わせた施肥機による肥料繰り出し量の調節等が技術的に重要な要素となる。

また、肥効調節型肥料の利用にあたっては、肥効発現の速度が異なるものが多数流通しているため、栽培する農作物の吸肥特性に合致した肥料の適切な選択が必要である。

なお、肥効調節型肥料の肥効発現は地温の影響を受けやすいので、農業改良普及員等からの助言を受けることが大切である。

3 発生予察に基づく的確な防除の実施

持続性の高い農業生産方式の円滑な実施のためには、県農業技術防除センターからの精度の高い予察情報の提供が重要である。

このため、県農業技術防除センターは、持続性の高い農業生産方式に取り組む農業者が防除の適否を的確に判断できるよう、予察情報の精度を向上させるとともに、これらの情報が農業者に迅速に伝達される体制を強化することとしている。

この生産方式を導入する農業者は、発生予察情報を有効に活用するとともに、それに基づく天敵農薬等による防除の効果的な実施に関し、農業改良普及員や病害虫防除職員等による巡回指導を活用するなど適宜アドバイスを受けることが重要である。

第4 その他必要な事項

1 土壌の性質の総合的な改善

たい肥等有機物資源の施用は、土壌の性質の総合的な改善を行う最も有効な手法であるとされているが、土壌の物理性の根本的な改善や酸度矯正のためには、たい肥等の施用だけでは不十分な場合もあり、これが適切に行われなない場合は持続性の高い農業生産方式の効果的な実施に困難を来すことも想定される。

このため、重粘土土壌地帯の水田では、深耕や心土破碎による土壌の物理性の改善や生育障害を避ける観点から土壌診断に基づく石灰質資材等の土壌改良資材の施用による塩基バランス等、土壌化学性の適正化に努める。

なお、県内の各地力増進地域において地力増進対策指針が定められている場合にあつては、持続性の高い農業生産方式に取り組む農業者は同対策指針の内容に即した改善方策を行うことが必要である。

2 必要な機械、資材等及び資金の調達

持続性の高い農業生産方式の導入には、新たな営農用機械や資材等を整備する必要があることがある。これらの機械・資材は、慣行の生産方式の実施に用いるものと比較して、高価であるだけでなく、その利用に関しても高度な技術が要求されるものであることから、個々の農業者の経営内容や技術水準を見極めつつ、導入を行うことが肝要である。

また、これらの農業機械、資材等を整備する場合は、取り組みの初期段階における経営的な負担の軽減を図る観点から、必要に応じ、農業改良資金その他の融資制度を積極的に活用することが適当である。

3 関係補助事業の積極的な活用

持続性の高い農業生産方式に地域全体で取り組む場合には、農業改良普及センターによる濃密指導や実証圃の設置等による技術の確立、たい肥舎等共同利用施設の建設による生産条件の整備等を推進することが肝要となることから、これらを総合的に実施するため、必要に応じ、関係補助事業を積極的に活用することが適当である。